

		(地域区分単価：川島町7級地) 10.21 円	単位数	(10割)	1割	2割	3割
退院時共同指導加算 (月1回)	保険医療機関または介護老人保健施設もしくは介護医療院に入院中(入所中)で訪問看護を受けようとする患者または、その介護に当たっている方に対して、主治医その他の従業者と共同し連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合、退院又は退所後の初回の訪問の際に1回(特別な管理を要する者は2回)算定。初回加算を算定する場合は、当該加算は算定いたしません。		600	¥ 6,126	¥ 613	¥ 1,226	¥ 1,838
初回加算(Ⅰ) ( 年 月に加算)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算します。 ※初回加算(Ⅱ)を算定している場合は算定不可		350	¥ 3,573	¥ 358	¥ 715	¥ 1,072
初回加算(Ⅱ) ( 年 月に加算)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算します。 ※初回加算(Ⅰ)を算定している場合は算定不可		300	¥ 3,063	¥ 307	¥ 613	¥ 919
長時間訪問看護加算	*特別管理加算の対象者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を超える場合、所定の単位に1回につき300単位が加算されます。		300	¥ 3,063	¥ 307	¥ 613	¥ 919
複数名訪問看護加算(Ⅰ)	*利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難で、2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合加算されます。	30分未満	254	¥ 2,593	¥ 260	¥ 519	¥ 778
		30分以上	402	¥ 4,104	¥ 411	¥ 821	¥ 1,232
看護体制強化加算(Ⅰ)	*看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(予防介護)共通 算定日が属する月の6か月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上及び、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20%以上である。		500	¥ 5,105	¥ 511	¥ 1,021	¥ 1,532
看護体制強化加算(Ⅱ)	*看護体制強化加算(Ⅰ)ターミナルケア加算を算定した利用者が、12か月間において5名以上		200	¥ 2,042	¥ 205	¥ 409	¥ 613
看護体制強化加算(予防介護)	*看護体制強化加算(Ⅱ)ターミナルケア加算を算定した利用者が、12か月間において1名以上		100	¥ 1,021	¥ 103	¥ 205	¥ 307
看護介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合、加算いたします。尚、本加算は介護予防訪問看護においては算定されません。		250	¥ 2,552	¥ 256	¥ 511	¥ 766
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	当事業所は、緊急時24時間連絡体制をとり、状況に応じて訪問または電話対応いたします。*緊急訪問を行った場合については、当該緊急時訪問時間の所要時間に応じた所定単位数を算定いたします。尚、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算は、2回目以降の緊急訪問より加算されます。		600	¥ 6,126	¥ 613	¥ 1,226	¥ 1,838
特別管理加算(Ⅰ) (月1回)	*特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にある者及び重度の褥瘡)に対しては、特別管理加算を算定いたします。 <input type="checkbox"/> 在宅悪性腫瘍患者指導管理 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ <input type="checkbox"/> 在宅気管切開患者指導管理 <input type="checkbox"/> 留置カテーテル		500	¥ 5,105	¥ 511	¥ 1,021	¥ 1,532
特別管理加算(Ⅱ) (月1回)	<input type="checkbox"/> 在宅中心静脈栄養指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅酸素療法指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅成分栄養経管栄養指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅自己腹膜灌流指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅自己導尿指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅自己疼痛管理指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅血液透析指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅肺高血圧症患者指導管理 <input type="checkbox"/> 真皮を超える褥瘡の状態にある者 <input type="checkbox"/> 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 <input type="checkbox"/> 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態		250	¥ 2,552	¥ 256	¥ 511	¥ 766
サービス提供体制強化加算1	研修等を計画的に実施しており、かつ7年以上の勤続年数のある常勤職員を30%以上配置してれているため加算されます。		6	¥ 61	¥ 7	¥ 13	¥ 19
ターミナル加算	*在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡したものを含む)に対し、死亡日及び死亡前日14日以内の計15日間に2回以上の訪問を行い、かつターミナル支援体制について利用者・家族と話し合い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療・介護関係者との連携を図りターミナルケアを行い、看護記録として残した場合加算されます。尚、本加算は介護予防訪問看護においては加算されません。*死後の処置に関しては、実費にて17,820円(内税)となります。		2500	¥ 25,525	¥ 2,553	¥ 5,105	¥ 7,658
専門管理加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、所定単位数に加算する。 イ) 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 ・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者 ・真皮を越える褥瘡の状態にある利用者 ・人工肛門又は人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者 ロ) 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合 ・診療報酬における手順書加算を算定する利用者 ※対象の特定行為:気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対		250	¥ 2,552	¥ 256	¥ 511	¥ 766
口腔連携強化加算	看護師が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。		50	¥ 510	¥ 51	¥ 102	¥ 153
<b>訪問看護</b>							
夜間・早朝訪問看護加算	利用者又は家族の求めに応じて、夜間や早朝に指定訪問看護を行った場合算定 早朝 午前6時～午前8時・夜間 午後6時～午後10時		588	¥ 6,003	¥ 601	¥ 1,201	¥ 1,801
深夜訪問看護加算	利用者又は家族の求めに応じて、深夜に指定訪問看護を行った場合算定 深夜 午後10時～午前6時		705	¥ 7,198	¥ 720	¥ 1,440	¥ 2,160
<b>介護予防訪問看護</b>							
夜間・早朝訪問看護加算	利用者又は家族の求めに応じて、夜間や早朝に指定訪問看護を行った場合算定 早朝 午前6時～午前8時・夜間 午後6時～午後10時		563	¥ 5,748	¥ 575	¥ 1,150	¥ 1,725
深夜訪問看護加算	利用者又は家族の求めに応じて、深夜に指定訪問看護を行った場合算定 深夜 午後10時～午前6時		675	¥ 6,891	¥ 690	¥ 1,379	¥ 2,068